

令和8年8月21日

請求人 （記載省略） 様

北九州市監査委員	中 野 正 信
同	梅 田 久 和
同	鷹 木 研 一 郎
同	大久保 無 我

住民監査請求（北九州市職員措置請求）について（通知）

令和8年7月10日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

1 要件を欠く理由

（1）指定管理料等の料金徴収を怠る主張について

本件請求における請求書及び事実証明書によると、請求人は、指定管理者による報告区分と帳簿処理、売上金額の合計と売店収入、令和6年度自主事業化の理由や額の説明が相違し、自主事業化を協議した記録などが存在していないため、市は指定管理料への影響を確認せずに、料金徴収を怠っていると主張しているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実）に限定されている。）があると認めるとき、当該普通地方公共

団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

請求人の主張する事実は、決算資料の項目の違いによる数値の不一致や、報告区分と帳簿処理の相違、自主事業化の理由説明の相違、指定管理事業への収益充当額などであり、本市に発生しているとする指定管理料の減額精算や料金徴収等との因果関係を具体的に示していない。また、返還金や未徴収金が「認められる場合は」などと損害の発生を仮定しており、違法・不当とする財務会計上の根拠や、減額すべき額及び徴収すべき額も具体的に示していない。

また、請求人が相違しているとする議会答弁や指定管理者の帳簿処理については、住民監査請求の対象となる市の財務会計上の行為ではない。

さらに、昭和33年7月25日の行政実例では、住民監査請求の事業の主体に関して、「請求の対象となる行為又は事実の主体は、①当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員及び②当該普通地方公共団体の職員である。」とされている。請求人は、指定管理者の帳簿処理や収入帰属、入金口座、売上台帳、会計処理、総勘定元帳等の確認を求めているが、指定管理者は、住民監査請求の対象となる行為又は事実の主体ではない。

(2) 改修工事費に関する主張について

本件請求における請求書及び事実証明書によると、請求人は、令和5年度の指定管理者による改修工事費決算額から、自主事業として不開示とされた指定管理者による改修工事費のなかに、市有施設の改修や管理物品等が存在すると判断し、市はその管理を怠っていると主張しているものと解される。

平成2年6月5日最高裁判所判決では、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、(略) 監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法」とされている。

請求人は、指定管理者による改修工事の内容や内訳、市が管理を怠るとする物品、設備、什器などの存在について、「含まれる場合は」、

「存在する場合は」などと損害の発生を仮定し、請求書や事実証明書において、特定認識できるように個別・具体的な事実として示していない。したがって、監査の対象とすべき、特定の怠る事実を認識することができない。

以上のことから、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。

2 その他

(1) 請求期間制限について

怠る事実の請求期間について、平成14年7月2日最高裁判所判決では、「特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象とするものである場合には、当該行為が違法とされて初めて当該請求権が発生するのであるから、監査委員は当該行為が違法であるか否かを判断しなければ当該怠る事実の監査を遂げることができないという関係にあり、(略)当該行為のあった日又は終わった日を基準として本件規定を適用すべきものである。(前掲最高裁昭和62年2月20日第二小法廷判決参照)。」とされていることから、このような不真正怠る事実に関する監査請求については、法第242条第2項の請求期間制限が適用される。

請求人が怠る事実と主張する、令和5年度における売店収入の取扱いや改修工事、令和6年度の売店事業の自主事業化に関する事項については、その違法・不当性の有無について監査委員が判断しなければ監査を遂げることができない関係にあるので、当該行為から1年以上経過している本件請求は、法第242条第2項の請求期間制限が適用される不真正怠る事実の監査請求であるといえる。

具体的に請求期間の関係をみると、改修工事は令和5年度に行われており、また、自主事業化は令和6年4月1日に行われたものであり、財務会計上の行為から、本件請求日である令和8年7月9日までに1年以上が経過しており、正当な理由がない限り、法定要件を満たした監査請求といえない。

(2) 正当な理由について

上記の正当な理由について、平成14年9月12日の最高裁判所判決では、「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共

団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」とされている。

本件請求において、請求人は、複数回の情報開示請求を行い、それによって知り得た情報があったとして正当な理由があると主張している。

しかし、客観的にみて財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される日は、行為が終わった日、つまり、令和5年度であれば遅くとも出納整理期間満了後の令和6年5月末日、令和6年度であれば遅くとも令和7年5月末日であり、本件請求日である令和8年7月9日までに1年以上が経過していることから、相当の注意力をもって調査し、相当な期間内に監査請求をしたとはいえない。したがって、法242条2項ただし書にある「正当な理由」はないと判断した。

(3) 請求人資格について

本件請求人である団体について、代表者は北九州市の住民ではなく、また、団体としても、請求人資格を有することを証明する書類の提出がないことから、法に定める「住民」としての請求人資格は認められない。

なお、本件共同請求人については、北九州市の住民であることが確認されたため、請求人資格が認められる。

請求書の要旨

小倉城の付帯施設「しろテラス」の令和５年度の売店収入において、市への報告区分と事業者の帳簿処理に相違があり、月報の集計と決算額にも差額が生じている。また、令和６年度からの自主事業化に際し、協議文書や行政財産使用許可もなく、施設使用料の徴収や改修工事に伴う市有財産の管理、自主事業収益を充当した指定管理料の減額精算などを適切に行っていない。これらは基本協定書や地方自治法に違反するものであり、市に財産的損害を与えているとして、事実の解明と損害の補填、必要な是正措置を求める。